

社会福祉法人 米寿会 役員報酬規程

(理事長分)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 米寿会（以下「法人」という。）の役員報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長に支給する報酬の額は、年額1,200万円以内とする。

(勤務日数)

第3条 勤務日については、法人就業規則に準ずる。

(支払方法)

第4条 報酬の支給日は、毎月25日に支給する。ただし、当該日が休日の場合はその前日とする。

2 報酬は、本人の指定する口座に振り込みをする。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

社会福祉法人 米寿会 役員報酬規程

(理事長以外の役員分)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 米寿会（以下「法人」という。）の役員報酬について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員に支給する報酬の額は、月額10,000円とする。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって支給しない。

2 通勤手当は、自動車等交通用具を利用して通勤する役員に支給する。手当の額は別表1のとおりとする。

3 理事会及び評議員会の日当については10,000円とする。ただし、交通費を含むものとし、所得税の源泉徴収も行うものとする。

(勤務日数)

第3条 勤務日について、月15日以内とする。

2 社会保険の加入について、法人職員の1月当たりの勤務日数4分の3を超えない範囲で勤務することとなるため社会保険には加入しないこととする。

(支払方法)

第4条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 報酬の支給日は、毎月25日に前月分を支給する。ただし、当該日が休日の場合はその前日とする。

2 報酬は、直接役員に支払うものとする。

附則

この規程は、平成18年7月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。